

町県民税申告は3月15日(木)までに

申告はお早めに期限内にお願いします。

お問合せ 税務課 ☎985-7127



申告予定者数を考慮して地区ごとの受付・相談日を設定しています。ご都合が悪い場合は対象地区以外の日程でも申告できますが、なるべく地区ごとの日程にご協力をお願いします。終期になりますと大変混みあいますのでお早めにお越しください。

■相談時間

午前	9:00~12:00
午後	13:30~17:00

■地区ごとの申告相談日程表

期日	受付地区	会場
2月16日	宇江城、比屋定、阿嘉	仲里庁舎(終日)
2月19日	真謝	
2月20日	宇根、真泊、泊、奥武	
2月21日	謝名堂、比嘉	
2月22日	真我里、イーフ	
2月23日	銭田、島尻	
2月26日	山城、儀間	
2月27日	儀間	具志川庁舎(終日)
2月28日	嘉手苅	
3月1日	大田	
3月2日	兼城	
3月5日	仲泊	
3月6日	鳥島、仲泊	
3月7日	北原、大原	
3月8日	山里、上江洲	
3月9日	久間地、西銘	
3月12日	仲村渠、具志川、仲地	

■地区ごとの相談日に申告できない方

期日	受付地区	会場
3月13日	全地区	仲里庁舎(終日)
3月14日		
3月15日		

税務署からのお知らせ

●平成28年分の所得税等又は消費税等の申告書を書面により役場や市役所に提出された方について、平成29年分の確定申告からの送付物が、確定申告書に代えて確定申告のお知らせハガキに変更となります。

●所得税等の申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成、e-Taxで送信することができます。また、印刷して税務署へ郵送により提出することもできます。

お願い

- 必要経費や医療費控除の収支内訳の計算は相当時間がかかります。領収書などは事前に整理し、計算してお越し下さい。
- 3月16日から5月31日までの期間は新年度課税の準備を行うため、申告相談を中断します。期限内での申告をお願いします。
- 具志川庁舎で申告相談所を開設する期間は、職員が出向いて対応しますので、仲里庁舎での申告は長時間お待ちいただくことがあります。

マイナンバー記載について

- 平成28年分の所得申告からマイナンバーの記載が義務付けられています!
- 申告の際にマイナンバー確認と身元確認を行いますので、下記(ア)の書類をご持参下さい。
 - 控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーについても記載が必要です。被扶養者の下記(ア)の書類は不要ですが、申告者が被扶養者のマイナンバーを確認し、申告書に記載をお願いします。

申告に必要なもの

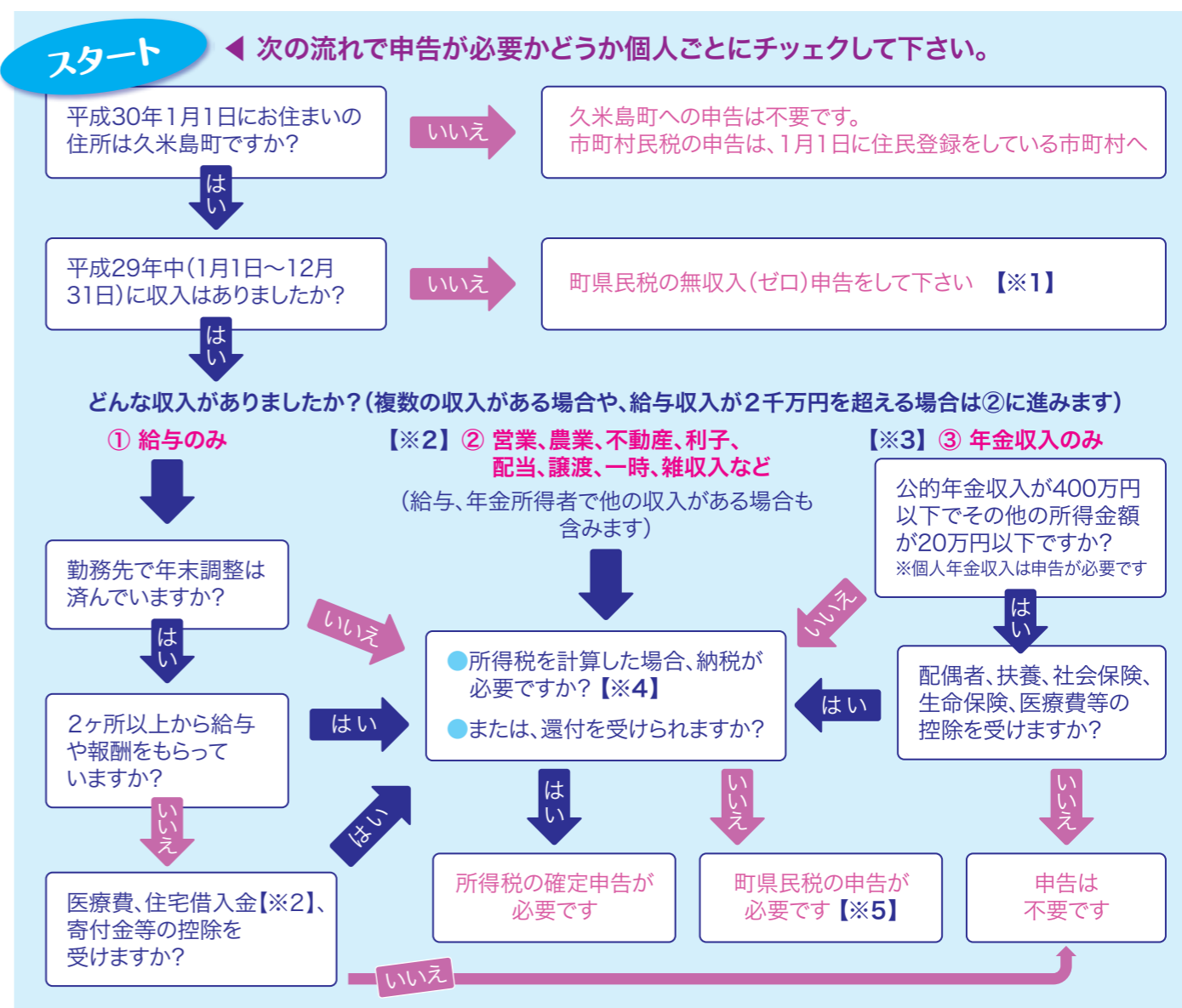
- (ア)マイナンバーが確認できるもの ※マイナンバー(個人番号)確認と身元確認を行います。
- マイナンバーカードをお持ちですか? **お持ちの方** / マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。(個人番号カード)
 - **お持ちでない方** / ①番号確認書類 マイナンバー通知カード
②身元確認書類 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート などのいずれか1つ
- (イ)印鑑 ※認印可
- (ウ)収入・経費を証明できるもの
- 給与所得、公的年金所得の方は、源泉徴収票または給与支払者の証明書など(扶養する家族の分を含む)
 - 事業所得(農業、漁業、営業等)の方は収入や必要経費などを確認できる書類(収支内訳書、領収書、販売証明、購買証明など ※ご持参いただけない場合、申告受付できません)
- (エ)所得から控除する額を確認できるもの
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、損害保険料などの領収書または支払証明書
 - 医療費控除を受けられる方は、その領収書や補てん金(高額医療、医療保険など)を確認できる書類 ※制度改正は次項参照
 - 障害者控除を受けられる方は、身体障害手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
 - 寄付金税額控除を受けられる方は、寄付金の領収書



平成30年度町県民税を決定するために、前年1年間(平成29年中)の収入について申告をお願いします。

この申告は、町県民税だけでなく、多くの住民サービスにおいて算定の基礎となり、申告が必要であるのにも関わらず申告しない場合、「国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない」「医療費の自己負担が高額となる」「保育料が高い段階となる」「所得証明書が発行できない」など、各種サービスを受ける際に、不利益が生じることがあります。

次のチェック表で申告が必要かどうか、所得税の申告か町県民税の申告かを確認し、3月15日(木)までに申告して下さい。



- 【※1】 無収入(ゼロ)申告は、具志川庁舎(総合窓口)でも行えます。ご連絡いただければ申告書を郵送いたします。
- 【※2】 複雑な申告を要する方、または、住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は、沖縄税理士会による「無料相談会」で申告をお願いします。日程は、2月号で掲載します。
- 【※3】 障害年金、遺族年金、失業保険等の非課税所得のみの方は、町県民税の申告をして下さい。
- 【※4】 所得税の計算ができない方は、申告相談にお越し下さい。
- 【※5】 年末調整済の給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要です。ただし、町県民税では所得の多少に関わらず、全ての所得を申告する必要があります。(各種サービスを受けるため)